

I. 認可地縁団体とは

1. 自治会・町内会等の法人化とは

いわゆる自治会・町内会等（以下、自治会等といいます。）は、地方自治法上「地縁による団体」とよばれ、市長の認可を受けることにより、法人格を取得し、法律上の権利義務の主体となることができるとともに、その団体名義で不動産登記を行うことができる制度です。

2. 法人化制度の趣旨

これまで自治会等が保有する集会施設などの財産管理については、自治会等の名義で登記が出来なかったことから、会長や役員等の方々の個人名義又は共有名義で登記されてきました。その場合、

- ①登記名義者が転出するたびに変更登記を行う必要があり、手続きが非常に面倒である。
- ②移転登記を行わないでいるうちに相続人が特定できなくなってしまった。
- ③登記名義者が死亡した場合に、相続人が多数いたり、遠隔地に居住していたりして手続きが遅延した。また、相続人との間で所有権の争いが生じた。
- ④登記名義者の債権者が、不動産を差し押さえて競売してしまった。

など、さまざまな問題が生じていました。

このことから平成3年4月に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会が、市長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する「法人格」が認められるようになりました。

<参考>

地方自治法の条文【第260条の2第1項】

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的又は共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3. 認可申請できる団体

申請できる「地縁による団体」は、不動産等の財産の保有、あるいは保有を予定しており、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、自治会・町内会などを対象にしています。

【対象とならない団体】

①特定の目的の活動を行う団体

(同好会、スポーツ活動や環境美化活動のように特定の活動を行う団体など)

②構成員に対して、住所以外の特定の条件(年齢や性別などの制限)を要する団体

(老人会や子ども会、青年団、婦人会など)

③不動産等の権利を保有する予定がない団体

4. 認可の要件

1. その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的は共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

【解説】

地域的な共同活動とは、清掃美化活動や集会施設の管理、親睦事業など、一般的な自治会・町内会活動のことです。また現にその活動を行っていることと認められるには、過去2年以上の活動実績が必要です。そのため、発足してから2年未満の場合は認可の対象とはなりません。

2. 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

【解説】

区域の表示は、町・字・地番又は住居表示により区域を表示するほか、住民が容易に区域を認識できる状態であれば、河川や道路等で区域を画することも可能です。また、他の自治会・町内会等の区域と重なる場合は、重ならないように調整する必要があります。

3. 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員になることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

【解説】

構成員は、区域内に住所を有する個人に限られ、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。また、世帯を単位とすることは認められません。

相当数とは、その区域の全住民（自治会・町内会等に参加していない人も含む）の過半数をいいます。

4. 規約を定めていること。

【解説】

規約には、次に掲げる事項が定められていることが必要です

- ①目的
- ②名称
- ③区域
- ④事務所の所在地
- ⑤構成員の資格に関する事項
- ⑥代表者に関する事項
- ⑦会議に関する事項
- ⑧資産に関する事項

また、それ以外の事項が記載されていても構いません。

規約の名称は、「規約」「会則」「規程」等、特に制限はありません。